

秋田県住宅リフォーム推進事業

子育て世帯 のリフォーム支援

- ・持ち家型
 - ・中古住宅購入型（築後10年経過した空き家）
- 18歳以下の子供と同居する親子世帯を支援します！

移住世帯 のリフォーム支援

- ・定着回帰型 実家に戻る移住世帯等を支援します！
- ・中古住宅購入型（築後10年経過した空き家） 中古住宅を購入した移住世帯を支援します！

断熱・省エネ化 のリフォーム支援

断熱改修や開口部の断熱化などを支援します！
省エネ設備（熱交換型換気・LED照明）化を支援します！

防災減災対策 のリフォーム支援

水害対策（止水板・逆流防止弁設置など）を支援します！

重要

補助金の申請は、一の住宅につき**原則一回限り**です。

【子育て世帯（持ち家型）、移住・定住世帯（定着回帰型）】

過去に県のリフォーム事業で交付を受けた補助金額が上限額に達していない場合、ご利用いただけます。

受付期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月12日（金）

予算がなくなり次第、終了します。

	子育て世帯		移住・定住世帯		断熱 省エネ改修	防災減災改修
	持ち家型	中古住宅 購入型	定着回帰型	中古住宅 購入型	持ち家型	持ち家型
対象者	18歳以下の子※1 と同居している親子世帯		県外から県内に住所を移動 しようとする方※2を含む世帯等		住宅の 所有者等	住宅の 所有者等
対象工事	リフォーム・増改築工事など (補助対象世帯の居住環境の向上に資する工事に限る)				断熱・省エネ 改修工事	水害対策工事
	令和8年4月1日以降に工事が完了するもの 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの 補助対象工事費が50万円以上（消費税含む） ※防災減災改修は10万円以上					
補助額 (千円未満切り捨て)	補助対象額の 20% 上限 40万円	補助対象額の 30% 上限 60万円	補助対象額の 20% 上限 40万円 18歳以下の子※1 と転入する場合 上限 60万円 に引き上げ	補助対象額の 30% 上限 60万円 18歳以下の子※1 と転入する場合 上限 90万円 に引き上げ	補助対象額の 10% 上限 8万円	補助対象額の 50% 上限 8万円
対象住宅	一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上の住宅） マンション等の共同住宅において区分所有する専有部分 ※中古住宅購入型、防災減災改修は対象外					
対象外工事 (各タイプ共通)	① 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ② 門・塀等、いわゆる外構工事（補助対象工事に関わる工事を除く） ③ 住宅用太陽光発電システムの設置工事 ④ 国のリフォーム等工事補助制度を利用する場合で、その補助対象部分 ⑤ その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事					

※1 平成20年4月2日以降に生まれた子をいいます。

※2 県内に住所を移動した日が、工事契約日（中古住宅購入型は対象住宅の取得日）から起算して3年以内の方を含みます。
Aターン移住者の場合、在学期間を除いて3年を超えて県外に居住していた方が対象となります。

必要な書類 ※様式は美の国あきたネット（県 HP）に掲載しています。



補助金の交付を申請するとき（補助金の交付申請は工事に着手する前にお願いします。）

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（様式第1号～第7号） ※補助メニューにより、様式が異なります ・工事請負契約書又は請書の写し ・工事内訳明細書の写し ・補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真 ・併用住宅の場合、住宅の延べ面積が1/2以上（住宅用車庫、物置の面積を除く）であることがわかる図面 ・建築基準法第6条の規定による確認が必要な場合は確認済証の写し ・振込先口座の確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード等）の写し ・申請者が外国籍である場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（両面） ・その他知事が必要と認める書類
子育て世帯 (持ち家型)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 ※続柄が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの
子育て世帯 (中古住宅購入型)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 ※続柄が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ※登記官による証明文がある申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・購入した住宅の売買契約書の写し ・中古住宅の空き家期間証明書（様式第14号）
移住・定住世帯 (定着帰帰型)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・住民票謄本に県外居住時の住所が記載されていない場合は、戸籍の附票 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・申請者が移住者（配偶者）の親又は子である場合は、申請者と移住者（配偶者）との親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの
移住・定住世帯 (中古住宅購入型)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票謄本 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・住民票謄本に県外居住時の住所が記載されていない場合は、戸籍の附票 ※県外居住時の住所が記載された、申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・建物の不動産登記簿謄本（登記事項証明書） ※登記官による証明文がある申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・購入した住宅の売買契約書の写し ・中古住宅の空き家期間証明書（様式第14号）
断熱・省エネ改修 (持ち家型) 防災減災改修 (持ち家型)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの
災害復旧 (持ち家型)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ※申請日前3ヶ月以内に発行のもの ・市町村長等が発行する被災を証する書面又はその写し

完了の実績を報告するとき

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・完了実績報告書（様式第10号） ・補助対象工事部分の施工中・施工後の写真 ・建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては、検査済証の写し ・工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真 ・工事費用に係る領収書の写し ・補助金交付請求書（様式第15号） ・リフォーム等工事後に転居する場合は、転居後の住民票謄本 ※報告日前3ヶ月以内に発行のもの ・その他知事が必要と認める書類
断熱省エネ改修 (持ち家)	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱改修工事を行った場合は、材料搬入時の梱包材の写真、納品伝票の写し又は出荷証明書等、使用した断熱材の種類等が確認できる書類 ・熱交換型換気設備改修工事を行った場合は、製品仕様書又は製品カタログ等、設置した換気機器の温度（顕熱）交換効率が確認できる書類 ・LED照明設備改修工事を行った場合は、製品仕様書又は製品カタログ等、設置した照明機器の光源が確認できる書類

完了実績報告書の提出期限：令和9年3月12日金（厳守）

申請・問い合わせ先（受付 9:30 ～ 16:15） ※市町村の住宅リフォーム補助については、各市町村にお問い合わせ願います。

鹿角地域振興局建築課 ☎0186-23-2311

由利地域振興局建築課 ☎0184-27-1777

北秋田地域振興局建築課 ☎0186-63-2531

仙北地域振興局建築課 ☎0187-63-3124

山本地域振興局建築課 ☎0185-52-6103

平鹿地域振興局建築課 ☎0182-32-6206

秋田地域振興局建築課 ☎018-860-3491

雄勝地域振興局建築課 ☎0183-73-6166

秋田県建設部建築住宅課（調整・住宅政策チーム）